

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

オンライン資格確認の導入の原則義務化に伴い、令和4年10月1日より「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されました。この加算は保険医療機関において、初診及び再診時に患者さんの薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について評価するものです。

当院では、以下の体制を整備しています。

- オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

2023年1月4日（水）より

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定致します。
令和5年12月31日まで、特例措置に伴い以下の点数を算定致します。

加算1（6点）	【初診】 ・従来の保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合
加算2（2点）	【初診】 ・紹介状を持参された場合 ・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意を得られる場合
加算3（2点）	【再診】 ・従来の保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。



社会医療法人 志仁会 三島中央病院

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！





限度額適用認定証の準備が不要になりました！

💡 限度額適用認定証とは？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

これからは

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

※ご加入されている医療保険がデータを登録していない場合には、これまでと同じ扱いとなります。

💡 医療機関・薬局に提供される情報は？

患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

保険証の代わりにマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

カンタン
受付！

カードリーダーに マイナンバーカードを置いてください



✕ カバーあり ✓ カバーなし



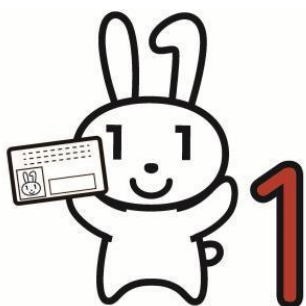
✓ 縦向き

✓ 顔写真を表にして縦向きに置いてください

✓ カバー等は外してください

マイナンバーカードを置いた後は

画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

※万が一、カードリーダーにご自身以外の名前が表示された場合は、受付までお知らせください。